

令和7年度 第2回 成田市育休代替任期付職員選考試験案内

千葉県成田市

1. 育休代替任期付職員とは

- 育休代替任期付職員とは、育児休業を行う職員の代替として、任期を定めて勤務する職員です。
給与、勤務時間、休暇等の勤務条件は、任期が定められていること、育児休業等の取得ができないこと
以外は、原則として任期の定めのない一般職員と同様です。
- 試験に合格すると、「任期付職員候補者名簿」に登載され、育児休業を取得する職員があった場合に、採用が決定されます。任期は、職員の育児休業期間に応じて、採用時に決定されますが、おおむね6カ月から2年5カ月の期間です。
- 職員の育児休業取得状況に応じて、随時、採用が決定されますが、職員の育児休業の取得状況によっては、「任期付職員候補者名簿」に登載されても採用されない場合があります。

2. 募集人員

試験職種	予定数	受 験 資 格
一般行政職	5名程度	平成19年4月1日までに生まれた方
保育士	5名程度	保育士（本市に係る国家戦略特別区域限定保育士を含む。）の登録を受けている方（令和7年10月末日までに登録見込みの方を含む）

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- (1) 禁錮（令和7年6月1日以降においては、拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (2) 成田市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3. 職務内容

試験職種	職 務 内 容
一般行政職	総務・観光・子育て・教育などの分野において、窓口業務や企画調査などの行政事務を行います。
保育士	市立保育園等にて、園児の保育を行います。

4. 試験の期日・場所

試 験	期 日	会 場
作文試験 面接試験	令和7年10月6日（月） 集合時間等詳細は後日通知します。（※）	成田市役所議会棟3階 第三委員会室 他

※ 申込状況により集合時間等を決定し、**9月29日（月）までに**、パブリックコネクト上で、集合時間に関するメッセージを送付いたします。

受験者の都合による日時の変更はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

5. 試験内容

試 験	時 間	出題分野
【一般行政職】 作文試験	1 時間	文章構成力・表現などについての作文試験
【全職種】 面接試験	10分程度	主として、人物、性格等についての個別面談

6. 受験申込方法及び受付期間等

(1) 申込方法

成田市職員採用サイトからお申込みください。

(URL : <https://public-connect.jp/employer/1883>)



(2) 受付期間

令和7年8月15日（金）から令和7年9月18日（木）まで

(3) 注意事項

- ① 申込前に、受験資格を必ずご確認ください。
- ② 次の場合には、合格を取り消すことがあります。
 - ・ 受験資格がないことが判明した場合
 - ・ 受験申込みの内容に虚偽又は不正があったことが判明した場合
- ③ 申込みにあたっては、パブリックコネクトの利用者登録が必要です。

- ④ 受付期間中はいつでも申請いただけます。ただし、アクセスの集中等により期間内に申込みが完了しなかった場合の責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ⑤ インターネット接続に要する機器、通信料、交通費等の受験に要する費用は、受験者の負担になります。
- ⑥ 本試験に際して取得した個人情報、職員採用試験に係る事務にのみ使用します。
ただし、合格者の個人情報については、各任命権者における人事管理の基礎資料として利用することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑦ 任期中は、地方公務員法に定める服務規定が適用されるため、信用失墜行為や争議行為等が禁止されるほか、政治的行為や営利企業への従事等が制限されます。
- ⑧ 保育士については、児童福祉法に基づき、保育士特定登録取消者管理システムにて照会を行います。
同法に定める特定登録取消者に該当することが判明した場合は、採用しない場合がありますので、該当する方は、申込みの際にあらかじめその旨を申告してください。

(4) 合格発表

合否にかかわらず受験者全員に通知します。

7. 給与・勤務時間等

(1) 令和7年4月1日現在の任期付職員の初任給（地域手当を含む。）は、次のとおりです。

職 種	一般行政職 (高校卒)	一般行政職 (大学卒)	保育士 (短大2年卒)	保育士 (大学卒)
給料月額	212,440円	241,368円	237,978円	251,990円

※ 勤務経験等を有する方には、上記の金額に一定の基準で算出した金額が加算されます。

※ このほかに、条例等の定めるところにより、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末勤勉手当等の各種手当が支給されます。

(2) 勤務時間・休暇等は次のとおりです。

勤務時間	【一般行政職】 週38時間45分（月曜日～金曜日、1日7時間45分） 午前8時30分から午後5時15分まで（休憩1時間） ※ 配属先によっては、上記以外の勤務時間となる場合や土日に勤務となる場合があります。 【保育士】 週38時間45分（月曜日～金曜日、1日7時間45分） 午前8時30分から午後5時まで（休憩45分間） ※ シフト制のため、上記以外の勤務時間となる場合や土日に勤務となる場合があります。
休 暇	有給休暇として、年次有給休暇並びに結婚及び忌引等特定の場合に取得できる特別休暇があります。

8. その他

- (1) 名簿登載期間中は、育休代替任期付職員のほか、出産等による休暇を取得する職員の代替または突発的な業務増等に対応するための臨時的任用職員や育児短時間勤務をする職員の代替としての任期付短時間勤務職員（週31時間以内）としての勤務を依頼する場合があります。（この場合の勤務条件等については、上記とは異なります。）
- (2) 任期付職員への採用は、正規（任期に定めのない）職員の採用とは無関係で、正規職員の採用の際に優先されるものではありません。したがって、正規職員となるためには、そのための採用試験に合格しなければなりません。